

産業廃棄物収集運搬業 事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社はすでに産業廃棄物収集運搬業及び処分業を行っております。現在では主に自社の解体工事等、また排出事業者の建設工事、解体工事から発生する廃棄物を収集運搬しております。

収集運搬をするにあたり、荷台をシートで覆うなど飛散を防止するとともに、騒音・振動に等によって生活環境の保全上支障が生じないよう十分に配慮致します。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の 名称及び所在地）
1	燃え殻	1t/月	固形状	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 道内の焼却施設等	なし	角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外 北清えさし(株)最終処分場 檜山郡江差町字砂川
2	汚泥	1t/月	泥状	建設工事、解体工事等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外
3	廃油	1t/月	液状 固形状	ガソリンスタンド、 建設工事、解体工事、 工場等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外
4	廃酸	1t/月	液状	病院等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
5	廃アルカリ	1t/月	液状	病院等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
6	廃プラスチック類	30t/月	固形状	建設工事、解体工事、工 場等	なし	北日本総業(株) 江別市角山 角山開発(株) 江別市角山
7	紙くず	1t/月	固形状	建設工事、解体工事等	なし	北日本総業(株) 江別市角山 角山開発(株) 江別市角山
8	木くず	100t/月	固形状	建設工事、解体工事、木 工所等	なし	北日本総業(株) 江別市角山
9	繊維くず	1t/月	固形状	建設工事、解体工事、織 維工場等	なし	北日本総業(株) 江別市角山 角山開発(株) 江別市角山
10	動植物性残さ	1t/月	固形状 泥状	食料品製造業 香料製造業	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外
11	動物系固形不要物	1t/月	固形状	屠畜場、食鳥処理場	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10

11	ゴムくず	1t/月	固形状	建設工事、解体工事等	なし	北日本総業(株) 江別市角山 角山開発(株) 江別市角山
12	金属くず	1t/月	固形状	建設工事、解体工事、工場、事業所等	なし	北日本総業(株) 江別市角山
13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50t/月	固形状	建設工事、解体工事等	なし	北日本総業(株) 江別市角山 角山開発(株) 江別市角山
14	鋳さい	1t/月	固形状	鋳物工場、鉄工所 JFE条鋼(株)豊平製造所 札幌市西区	なし	北日本総業(株) 江別市角山
15	がれき類	3000t/月	固形状	建設工事、解体工事等	なし	北日本総業(株) 江別市角山
16	動物のふん尿	1t/月	固形状	畜産農業	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外
17	動物の死体	1t/月	固形状	畜産農業	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外
18	ばいじん	1t/月	固形状 粉上	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10 道内の焼却施設等	なし	角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外 北清えさし(株)最終処分場 檜山郡江差町字砂川
19	産業廃棄物を処分するために処理したもの	1t/月	固形状	産業廃棄物の中間処理業者	なし	角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外 北清えさし(株)最終処分場 檜山郡江差町字砂川
21	石綿含有産業廃棄物	1t/月	固形状	建設工事、解体工事	なし	角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外 北清えさし(株)最終処分場 檜山郡江差町字砂川
22	水銀使用製品 産業廃棄物	1t/月	固形状	分析所等	なし	角山開発(株) 江別市角山
23	水銀含有ばいじん等	1t/月	固形状 液状	道内の焼却施設等	なし	角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外 北清えさし(株)最終処分場 檜山郡江差町字砂川
備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	別記様式12のとおり				
2					
3					
4					
5					
6					
事務所の所在地		別記様式11の通り			
駐車場の所在地		別記様式11の通り			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
フレキシブルコンテナ	燃え殻、汚泥、廃油（タービ ^ル ッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等。	1 m ³			
クローズ ドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリ	200 ^{リットル}			
オープン ドラム缶	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、動物のふん尿、動物の死体、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等	200 ^{リットル}			
一斗缶、ペール缶、ポリ容器	廃油、廃酸、廃アルカリ	18 ^{リットル} 、20 ^{リットル}			

- (3) 積替施設又は保管施設の概要
該当なし。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

ダンプ車の用途：燃え殻、汚泥、廃油（タルシ[°]類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等。

キャブオーバの用途：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等。

バン、ステーションワゴンの用途：水銀使用製品産業廃棄物（フレコン袋）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（フレコン袋）、廃油（ペール缶）廃石綿等（フレコン袋）少量の運搬が必要な場合に活用。

※各品目、性状や状態によって適宜容器を用いて運搬する。

(2) 収集運搬業務時間

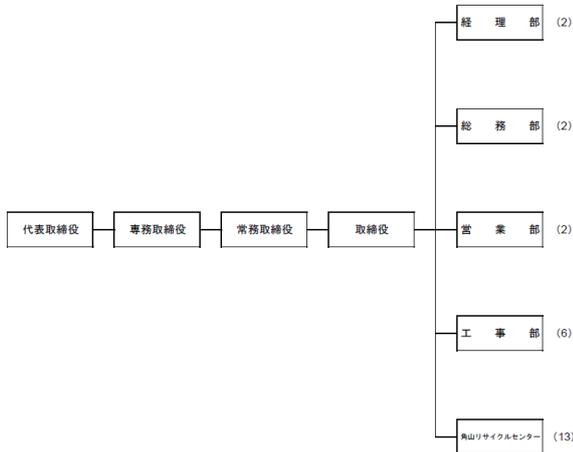
午前8時から午後5時までの間

(3) 休業日

日曜日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆

(4) 組織体制

北日本総業株式会社 【組織図、人員配置図】



()内は人数 合計 (25)

令和7年 1月10日

従業員数の内訳

令和7年 1月 10日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
7人	人	7人	2人	14人	2人	32人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

①飛散流出の防止

- ・産業廃棄物の収集運搬に当たっては、荷台をシートにより覆い飛散を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、他のものと混合する事のないよう区分する。
また、破碎・切断は行わずに原型のまま整然と積み込み、積み降しを行う。
- ・石綿含有仕上塗材については二重梱包で運搬する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物については、破碎する事のないように緩衝材等により保護を行い、かつ、その他のものと混合する事おそれのないように区分して収集運搬を行う。
- ・水銀含有ばいじん等はその他の廃棄物と混合することのないように区分して収集運搬を行う。
- ・各品目、性状や状態によって適宜容器を用いて運搬する。

②悪臭、騒音、振動対策

- ・運搬車両は定期的に清掃し、清潔を保持する。
- ・走行にあたっては、道路交通法等関係法令を遵守するとともに、悪路または住宅地の走行に際しては、粉じん、騒音、振動の発生防止に努める。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社はすでに産業廃棄物収集運搬業及び処分業を行っておりますが、グループ会社とのさらなる連携を図るため、収集運搬で取り扱う品目について特別管理産業廃棄物にも対応できるよう計画しております。

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）：札幌市近郊のガソリンスタンド等の事業者から一斗缶やペール缶等の容器に入った状態で引き取り焼却施設へ搬入する。
- ・廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）：札幌市近郊の事業者や病院等からポリ容器等に入った状態で引き取り、焼却施設へ搬入する。
- ・感染性産業廃棄物：札幌市近郊の病院等で発生した、感染性産業廃棄物を専用の密閉容器の状態で回収し、速やかに焼却施設へ搬入します。
- ・廃石綿等：札幌市近郊の解体工事で発生した廃石綿等は2重の専用ポリ袋に入れ、最終処分場へ運搬します。
- ・特定有害産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ）：一斗缶やペール缶等の容器に入った状態で回収し、焼却施設へ搬入します。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油	1 t/月	液状	札幌近郊のガソリンスタンド、自動車整備等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
2	廃酸	1 t/月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
3	廃アルカリ	1 t/月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
4	感染性廃棄物	1 t/月	固形状 液状	札幌近郊の病院	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
5	廃石綿等	1 t/月	固形状	札幌近郊の解体工事現場	なし	角山開発(株)最終処分場 赤平市共和町556番138外
6	特定有害産業廃棄物 (汚泥)	1 t/月	固形状	札幌近郊の分析事業所、ガソリンスタンド、工場等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
7	特定有害産業廃棄物 (廃油)	1 t/月	液状	札幌近郊の分析事業所、ガソリンスタンド、工場等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
8	特定有害産業廃棄物 (廃酸)	1 t/月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10
9	特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ)	1 t/月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	なし	角山開発(株)焼却施設 江別市角山69番9, 10

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	別記様式 12 のとおり				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
事務所の所在地		別記様式11のとおり			
駐車場の所在地		別記様式11のとおり			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途		容 量	備 考	
フレキシブルコンテナ	全品目（必要に応じて使用する）		1 m ³		
ドラム缶	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ		200 <small>リットル</small>		
一斗缶、ペール缶	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ		18 <small>リットル</small> 、20 <small>リットル</small>		
ポリ容器	廃油、廃酸、廃アルカリ		20 <small>リットル</small>		
感染性医療廃棄物容器	感染性産業廃棄物		20 <small>リットル</small> 、50 <small>リットル</small>		
アスベスト廃棄用袋	廃石綿等		50 <small>リットル</small> 、100 <small>リットル</small> 、		

- (3) 積替施設又は保管施設の概要
該当なし。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を
含む。）

(1) 車両毎の用途

ダンプ車の用途 : 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等、特定有害産業廃棄物

キャブオーバの用途 : 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等、特定有害産業廃棄物

※各品目、容器を用いて運搬する。

(2) 収集運搬業務時間

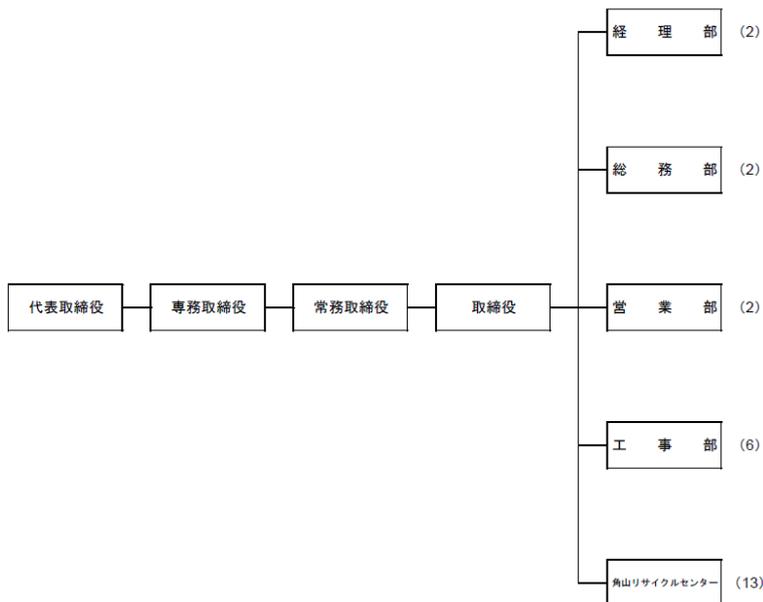
午前8時から午後5時までの間

(3) 休業日

日曜日、年末年始

(4) 組織体制

北日本総業株式会社 【組織図、人員配置図】



() 内は人数 合計 (25)

令和7年 1月10日

従業員数の内訳

令和7年 1月 10日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	人	人	4人	4人	11人	6人	30人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散流出の防止

【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ】

- ・ドラム缶、一斗缶、ペール缶、ポリ容器に入れ運搬する。
- ・中和剤及び吸着シート等を搭載し緊急事態に備える。
- ・運搬車両には消火器を搭載し緊急火災に備える。
- ・他の廃棄物と混載しない。
- ・走行中転倒のおそれがある場合は、ロープで固定する等の転倒防止の措置を講じる。

【感染性産業廃棄物】

- ・専用の密閉容器に入れて運搬する。
- ・運搬車両には消火器を搭載し緊急火災に備える。
- ・走行中転倒のおそれがある場合は、ロープで固定する等の転倒防止の措置を講じる。
- ・他の廃棄物と混載しない。
- ・外気温が高いときは、シートで覆いドライアイス等で温度調整を行う。

【廃石綿等】

- ・専用ポリ袋に入れ、フレコン袋に収納する。(二重に梱包する)
- ・他の廃棄物と混載しない。

② 悪臭、騒音、振動対策

- ・運搬車両は定期的に清掃し、清潔を保持する。
- ・走行にあたっては、道路交通法等関係法令を遵守するとともに、悪路または住宅地の走行に際しては、粉じん、騒音、振動の発生防止に努める。

③ 飛散時の対応

- ・運搬時に飛散してしまった場合、速やかに廃棄物の回収を行う。廃油、廃液等は吸着マットを用いて吸着させ、飛散箇所は中和剤を用いて後処理を行う。感染性廃棄物については、回収後、消毒液を散布する。また、廃石綿等に関しては、必要に応じて湿潤させ回収を行う。

(2) 積替保管施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし。